

令和 7 年 5 月 9 日
預 金 保 険 機 構

振り込め詐欺救済法に基づいて令和 6 年度中に実施した公告について

1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構（以下「機構」という。）においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

振り込め詐欺救済法では、年に少なくとも 1 回、公告の実施状況について公表することを求めており（法第 37 条第 2 項）、今般、令和 6 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、機構の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページを利用して行われており（法第 27 条）、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に、主要な公告について、公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

お問い合わせ先 預金保険機構 金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課 TEL : 03-6262-6794
--

2. 令和6年度に実施した主要3公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

(1) 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座等に係る預金等債権を消滅（失権）させるための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第5条第1項）。

口座名義人等が権利行使の届出等を行うために60日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

令和6年度に機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告は、公告回数25回（令和5年度24回）、口座数59,644件（同49,022件）、預金等債権の額10,778百万円（同9,990百万円）となっています。

失権した口座については、次の手続として当該預金口座等の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、下記（2）の預金口座等に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告がなされ（法第8条第3項）、機構に納付されます（法第19条）。令和6年度に機構が実施した被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告（千円未満の口座）は、公告回数25回（令和5年度24回）、口座数28,045件（同21,489件）、債権額は12百万円（同9百万円）となっています。

(2) 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第11条第1項）。

被害者が支払申請を行うために90日の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

令和6年度に機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告は、公告回数25回（令和5年度24回）、口座数28,771件（同22,082件）、債権額7,746百万円（同4,521百万円）となっています。

(3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

支払手続が終了した場合の手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第18条第2項）。

個々の口座情報は公告対象とされず、支払手続を終えた消滅預金等債権の総額、このうち被害者に対して支払われた総額及び残額である機構への納付予定総額が掲載されます。

令和6年度に機構が実施した支払手続終了公告は、消滅預金等債権の総額

5,603 百万円（令和 5 年度 2,740 百万円）、被害者への支払総額 4,911 百万円（同 2,411 百万円）、機構への納付予定総額 691 百万円（同 329 百万円）となっています。

なお、支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告を実施したもののについては、3 ヶ月毎に金融機関から機構に納付されます。

（４）被害回復分配金の被害者への支払率

「被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告」において、消滅預金等債権の総額 5,603 百万円に対し、被害者への支払総額は 4,911 百万円であり、支払率は 87.7%となりました。金融機関には、引き続き、支払率の向上に努めていくことが求められています。

表 1 令和 6 年度中の主な公告の実施状況

○対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告（25 回）	
金融機関数	655 先
口座数	59,644 件
対象預金等債権の額	10,778,075,592 円
○消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告（25 回）	
金融機関数	516 先
口座数	28,771 件
消滅預金等債権の額	7,746,641,704 円
○被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告（28 回）	
金融機関数	485 先
消滅預金等債権の額	5,603,234,933 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	4,911,390,495 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	691,844,438 円
（参考） 令和 7 年 3 月 31 日時点の納付金残高	109,640,424 円 （納付金に係る利息 3,711,732 円を含む）
（注）「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。	

表2 令和6年度中の主な公告の各回の実施状況

○ 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)	内 千円未満の口座	
				口座数 (件)	対象預金等債権の 額 (円)
第1回 (令和6年4月1日)	110	3,147	920,085,734	1,485	662,500
第99回 (令和6年4月5日) (※1)	6	44	2,753,097	23	9,877
第2回 (令和6年4月16日)	131	1,643	403,188,368	691	325,952
第3回 (令和6年5月1日)	133	2,466	480,817,029	1,203	525,534
第4回 (令和6年5月16日)	128	1,745	370,382,252	839	355,758
第5回 (令和6年6月3日)	152	3,394	519,464,029	1,933	855,982
第6回 (令和6年6月17日)	155	1,640	327,889,139	723	325,462
第7回 (令和6年7月1日)	154	3,334	608,688,541	1,947	869,273
第8回 (令和6年7月16日)	136	1,670	324,163,375	721	315,614
第9回 (令和6年8月1日)	149	3,124	359,749,942	1,744	809,662
第10回 (令和6年8月16日)	138	1,797	277,905,803	829	407,065
第11回 (令和6年9月2日)	156	3,389	630,045,626	1,881	852,617
第12回 (令和6年9月17日)	138	2,105	361,794,398	948	450,577
第13回 (令和6年10月1日)	145	3,090	657,537,036	1,367	617,315
第14回 (令和6年10月16日)	131	2,245	349,288,569	1,222	567,562
第15回 (令和6年11月1日)	160	2,983	472,936,948	1,305	618,313
第16回 (令和6年11月18日)	177	2,468	237,603,170	1,340	619,341
第17回 (令和6年12月2日)	166	3,059	560,159,040	1,289	577,686
第18回 (令和6年12月16日)	168	2,274	372,663,073	1,194	531,567
第19回 (令和7年1月6日)	185	2,976	466,226,660	1,375	648,574
第20回 (令和7年1月16日)	143	2,159	320,067,575	1,058	470,276
第21回 (令和7年2月3日)	176	2,759	579,374,235	1,334	641,270
第22回 (令和7年2月17日)	150	1,700	303,071,170	882	419,727
第23回 (令和7年3月3日)	161	2,277	454,934,849	1,015	469,462
第24回 (令和7年3月17日)	158	2,156	417,285,934	913	405,961
合計	(延べ) 3,606	59,644	10,778,075,592	29,261	13,352,927
(参考) 令和5年度合計	(延べ) 2,888	49,022	9,990,969,672	22,267	10,131,025

○ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	消滅預金等債権の額 (円)
第1回 (令和6年4月1日)	76	1,464	431,427,342
第2回 (令和6年4月16日)	76	890	162,842,267
第3回 (令和6年5月1日)	105	1,709	650,629,136
第4回 (令和6年5月16日)	93	796	232,126,659
第5回 (令和6年6月3日)	86	1,444	541,722,847
第6回 (令和6年6月17日)	98	828	262,594,497
第7回 (令和6年7月1日)	73	1,528	537,017,474
第51回 (令和6年7月1日) (※2)	4	21	2,743,220
第8回 (令和6年7月16日)	91	883	195,102,075
第9回 (令和6年8月1日)	88	1,169	317,575,954
第10回 (令和6年8月16日)	93	859	256,171,743
第11回 (令和6年9月2日)	94	1,356	369,725,000
第12回 (令和6年9月17日)	103	845	247,330,471
第13回 (令和6年10月1日)	110	1,312	302,243,096
第14回 (令和6年10月16日)	92	894	215,278,874
第15回 (令和6年11月1日)	105	1,288	282,278,925
第16回 (令和6年11月18日)	96	910	189,696,246
第17回 (令和6年12月2日)	108	1,453	369,197,734
第18回 (令和6年12月16日)	100	1,120	260,304,590
第19回 (令和7年1月6日)	105	1,616	429,157,584
第20回 (令和7年1月16日)	81	955	259,282,880
第21回 (令和7年2月3日)	111	1,624	377,369,304
第22回 (令和7年2月17日)	115	1,082	181,666,505
第23回 (令和7年3月3日)	114	1,691	419,395,700
第24回 (令和7年3月17日)	119	1,034	253,761,581
合計	(延べ) 2,336	28,771	7,746,641,704
(参考) 令和5年度合計	(延べ) 1,766	22,082	4,521,768,555

○ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

	金融 機関数	消滅預金等債権 の額（円）	支払該当者決定 を受けた者に対 する支払額の総 額（円）	法第十九条の規 定による預金保 険機構への納付 予定額（円）
(令和6年4月1日)	60	58,161,732	54,356,914	3,804,818
(令和6年4月16日)	65	300,544,186	269,187,788	31,356,398
(令和6年5月1日)	56	126,221,364	119,177,400	7,043,964
(令和6年5月16日)	62	259,943,270	194,957,154	64,986,116
(令和6年6月3日)	86	318,314,553	261,796,838	56,517,715
(令和6年6月17日)	82	269,756,548	195,133,835	74,622,713
(令和6年7月1日)	75	106,345,678	90,149,202	16,196,476
(令和6年7月16日)	73	258,136,854	221,749,950	36,386,904
(令和6年8月1日)	75	287,338,837	252,605,461	34,733,376
(令和6年8月16日)	77	265,258,617	229,986,362	35,272,255
(令和6年9月2日)	64	173,570,951	153,528,735	20,042,216
(令和6年9月17日)	64	232,936,835	213,584,280	19,352,555
(令和6年10月1日)	74	328,964,393	291,693,758	37,270,635
(令和6年10月16日)	69	429,556,765	391,899,325	37,657,440
(令和6年10月16日) (※3)	1	1,000	0	1,000
(令和6年11月1日)	79	130,282,650	114,491,835	15,790,815
(令和6年11月18日)	87	214,017,403	191,872,334	22,145,069
(令和6年11月18日) (※4)	1	862,640	860,825	1,815
(令和6年12月2日)	77	278,332,004	256,234,939	22,097,065
(令和6年12月16日)	83	248,389,633	227,050,793	21,338,840
(令和7年1月6日)	84	190,655,834	170,045,697	20,610,137
(令和7年1月16日)	77	191,650,869	181,578,435	10,072,434
(令和7年2月3日)	101	227,133,436	207,884,550	19,248,886
(令和7年2月3日) (※5)	1	6,336	6,328	8
(令和7年2月17日)	78	86,685,734	69,250,066	17,435,668
(令和7年2月17日) (※6)	1	1,873,244	1,375,922	497,322
(令和7年3月3日)	96	369,496,416	338,069,928	31,426,488
(令和7年3月17日)	94	248,797,151	212,861,841	35,935,310
合計	(延べ) 1,842	5,603,234,933	4,911,390,495	691,844,438
(参考) 令和5年度合計	(延べ) 1,281	2,740,805,422	2,411,338,372	329,467,050

※1～6は臨時の公告

3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が令和6年度に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 令和6年度中の公告全体の実施状況

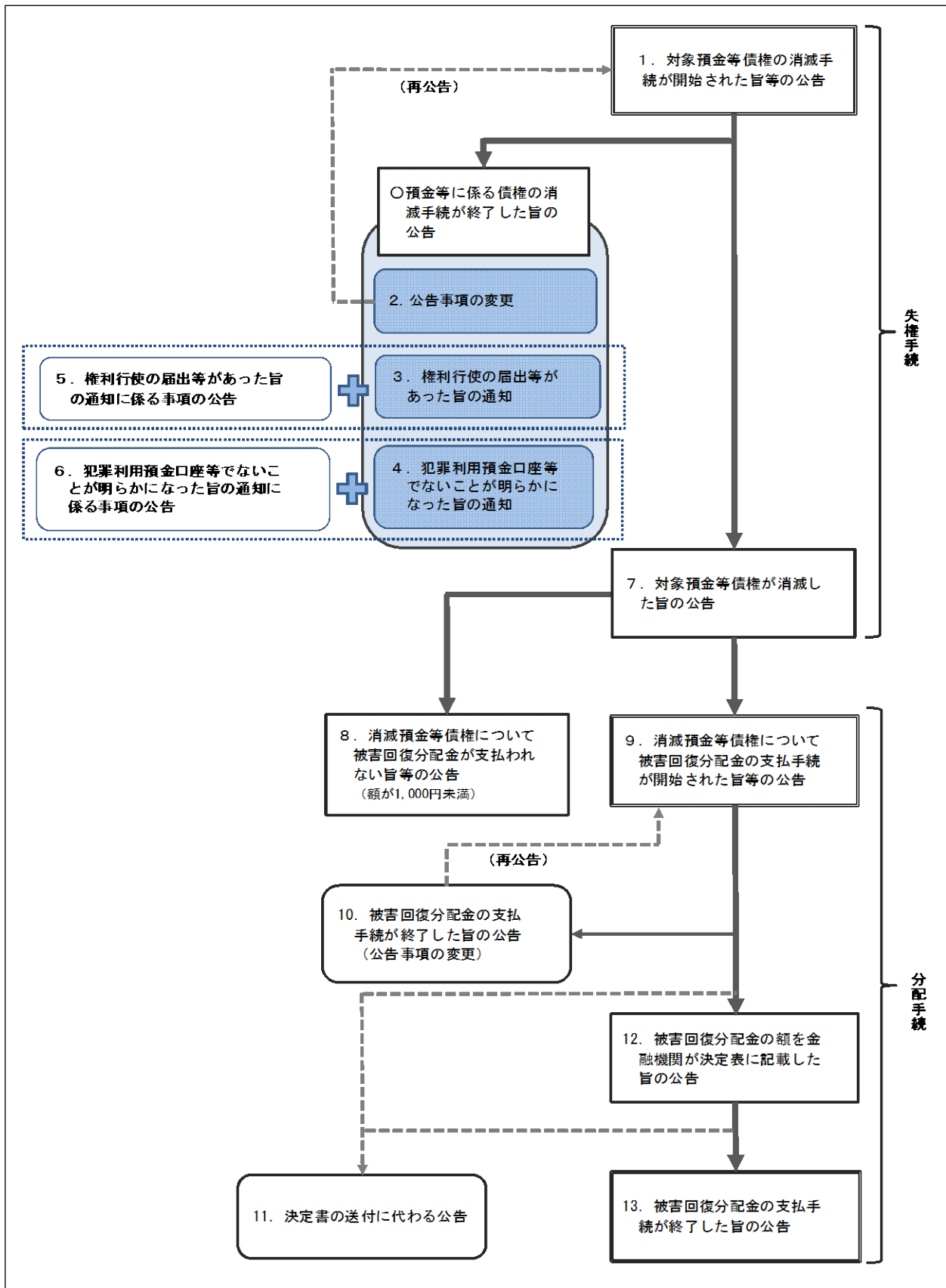
No.	公告文題名	回数	金融 機関数	口座数 (件)	債権の額 (円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	25	655	59,644	10,778,075,592
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	92	67	206	146,393,999
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	139	127	1,642	3,525,929,444
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	68	31	115	36,173,729
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	139	127	1,642	3,525,929,465
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	68	31	115	36,173,729
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	25	611	57,409	7,786,377,602
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	25	519	28,045	12,765,205
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	25	516	28,771	7,746,641,704
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	45	34	66	28,304,205
11	決定書の送付に代わる公告	12	8	16	5,569,429
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	27	334	21,635	4,984,322,229
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	28	485	—	5,603,234,933

(注)「口座数」「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 公告の内容及び公告対象情報等

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	口座名義人の権利(＝預金等債権)を消滅させるための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・権利行使の届出方法および期間(60日)等	[法第5条第1項]
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	1.の公告について、内容に変更があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第9条第2項]
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	1.の公告について、権利行使の届出等があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	1.の公告について、犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	3.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	4.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	1.の公告について、権利行使の届出等がないため預金等債権が消滅するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・債権が消滅した日等	[法第7条・規第11条第2項]
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	消滅した預金等債権の額が1,000円未満であるため被害者への支払いが行われないもの	金融機関名	[法第8条第3項]
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	消滅した預金等債権を被害者に支払うための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・支払申請の方法および期間(90日)等	[法第11条第1項]
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	9.の公告について、内容に変更があり被害回復分配金を支払うための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第16条第2項]
11	決定書の送付に代わる公告	支払該当者の決定書を申請人に送付することができない旨を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額	[規第24条第1項・第4項]
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を決定し、決定表を作成したことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・7.の公告日等	[法第16条第4項・規第28条第2項]
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	被害者への分配金の支払いが終了したことを公告するもの	金融機関名・消滅預金等債権の額・被害者への支払総額・預金保険機構への納付予定額等	[法第18条第2項・規第31条第2項]

図1 公告の流れ



4. 公告の利用状況

(1) 閲覧件数等

令和6年度における「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページへのアクセス件数は、約161万件（令和5年度約92万件）となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、1,715件（令和5年度1,238件）となっています。相談・問い合わせの内容の主なものは、被害者救済の仕組みや手続に関する質問、公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

表5 アクセス件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 令和5年度
103,762	108,242	129,437	129,281	136,254	116,829	133,468	118,318	121,645	118,336	185,939	212,038	1,613,549	(928,341)

表6 問い合わせ件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 令和5年度
111	131	94	169	161	161	157	158	142	134	138	159	1,715	(1,238)

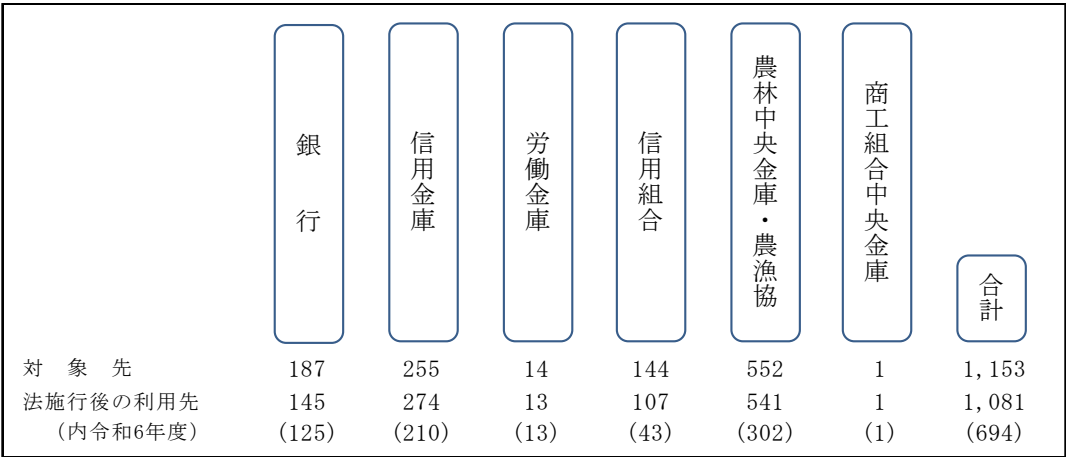
(注) 金融機関からの公告手続き照会は含まず。

(2) 利用金融機関

対象金融機関は、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています（法第2条第1項）。預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度の対象金融機関数に比べ幅広い金融機関がこの制度の対象となっています。

令和6年度中にこの制度を利用した金融機関は、預貯金業務を取り扱っている金融機関1,153先（令和7年3月31日時点）のうち694先（法施行後の利用先数1,081先）となっています。

図2 対象金融機関と利用状況



(注1) 水産加工業協同組合は対象金融機関であるが、預貯金業務の取り扱いがないため、上記表では省略している。

(注2) 信用金庫の利用先が対象先を超えているのは、統廃合により対象先が減少したため。

5. 公告事務の概要

(1) 振り込め詐欺救済法の趣旨

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的としています（法第1条）。

対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当します。

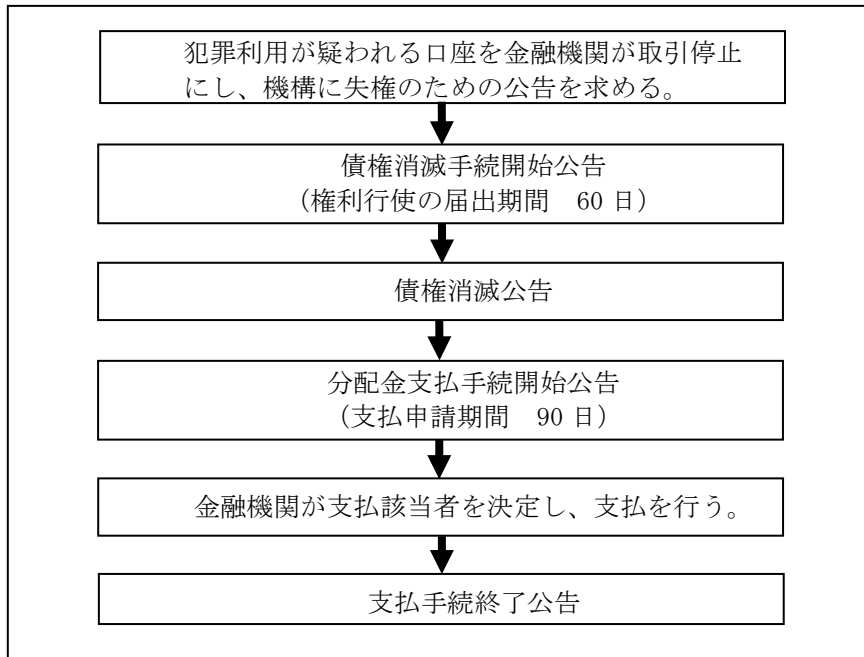
被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、失権した振込口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復が可能です。

(2) 公告手続の流れ

金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、その預金口座等について取引停止等の措置を実施のうえ、機構に対し、債権消滅手続開始公告を求めることとされています（法第3条、第4条）。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、債権消滅手続における権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています（法第5条第2項、第11条第2項）。実際の手続きでは、支払申請期間は運用上90日で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。被害者への支払については、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の総額に対する割合を乗じたもの（ただし、被害額が上限）となります。分配金支払後に残余金があるときは、金融機関は、その残余金を機構に納付します。納付された残余金は、一定割合を預金口座等の名義人等の救済のために留保し、留保外及び留保分であっても留保する必要がなくなった場合は、犯罪被害者等の支援の充実にために支出することとされています（法第20条第1項、同条第2項）。

図3 手続の流れ



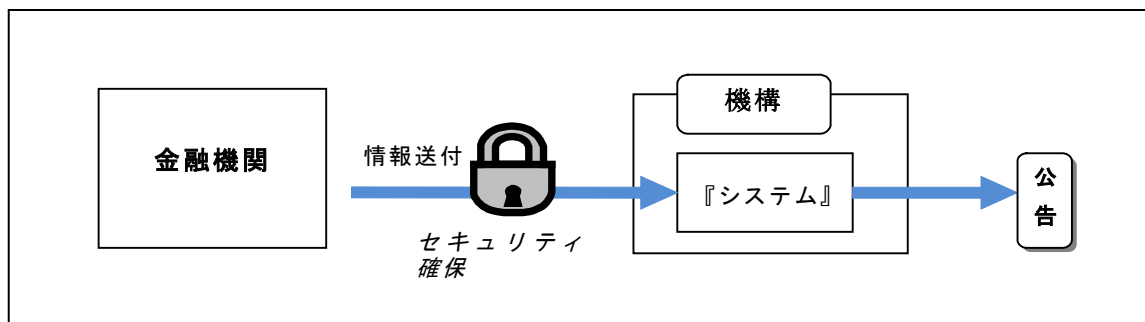
(3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法第34条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。

また、送付されたデータの形式上のチェックの結果について、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法第5条第3項、第11条第3項）。

図4 システムの概要



(4) 金融機関から機構に納付される金銭の仕組み・使途

ア 納付される金銭の仕組み

金融機関は、預金等債権が消滅手続を経た後に、預金等債権残高（預金等口座残高）が千円未満であるときはその債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金等債権額が残っているときは残額について、機構に納付することとされており（法第19条）、各四半期分が翌期に納付されます。

イ 納付される金銭の使途

納付金は、主務省令で定めるところにより、「口座名義人等の権利救済」のために必要な留保を行ったうえで、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとなっています（法第20条）。

(ア) 口座名義人等の権利救済

振り込め詐欺救済法では、口座名義人等の事後的な救済のために、口座名義人等が期間内に金融機関に対して権利行使の届出を行わなかったこと、やむを得ない事情や口座への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、残高相当額を金融機関に対して請求することができることとされています。また、上記やむを得ない事情等について必要な説明を行った場合において、被害財産以外の財産により当該口座へ入金が行われているときは、残高から被害財産相当額を控除した額の支払を請求することができることとされています（法第25条第1項、同条第2項）。

金融機関は、上記各請求に関して口座名義人等への支払を行おうとする場合に、機構にその旨を通知した後、手続の実施に関して過失がないと思料するとき等は、口座名義人等へ支払った額の相当額を機構に対して請求することができることとされています（法第25条第3項、同条第4項）。

機構がこれまでに口座名義人等の事後的な救済のために支払った実績は、25件・26,580,069円となっています。

(イ) 犯罪被害者等の支援の充実のための支出

振り込め詐欺救済法では、納付金は、前述の口座名義人等の権利救済のための支出のほか、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するとされています。具体的な使途については、平成22年9月に設置された、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「平成22年PT」という。）にて検討が行われ、最終とりまとめの提言内容を踏まえた主務省令の改正により、「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に支出するこ

ととされました（平成 24 年 4 月 1 日より施行）。

これを受け、両事業の担い手として「平成 22 年 P T」で選考された「公益財団法人日本財団」により、平成 24 年 12 月から上記事業が開始され、機構は、平成 25 年 3 月に 5,250 百万円、平成 26 年 3 月に 400 百万円、平成 27 年 3 月に 560 百万円、平成 28 年 3 月に 440 百万円、平成 29 年 3 月に 380 百万円、平成 30 年 3 月に 190 百万円、平成 31 年 3 月に 150 百万円、令和 2 年 3 月に 160 百万円、令和 3 年 3 月に 140 百万円、令和 4 年 3 月に 220 百万円、令和 5 年 3 月に 220 百万円、令和 6 年 3 月に 290 百万円、令和 7 年 3 月に 670 百万円を支出しています。

なお、平成 27 年 11 月に設置された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、預保納付金事業の見直しの検討がなされ、平成 28 年 3 月に報告書として取りまとめられました。

同報告書にあるとおり、給付制奨学金の導入等、預保納付金事業の内容を大きく見直すことを踏まえ、担い手の再選定を行うこととされました。同事業の担い手を再選定するための公募が行われ、その結果、同年 10 月に「公益財団法人日本財団」が選考されました。

同報告書の提言を踏まえた預保納付金事業は、平成 29 年度から開始されました。

ウ 納付金の管理

機構では、納付金について、他の資金と混同することがないように分別して管理しています。

図 5 納付金の仕組み

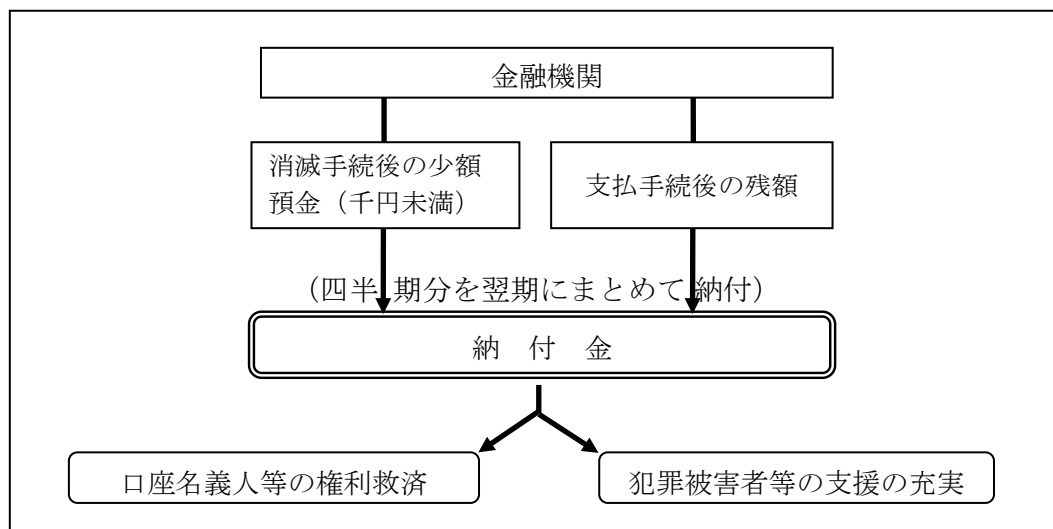


表7 年度別納付額及び支出額

納付額		支出額	
		口座名義人等権利救済	犯罪被害者等支援
平成20年度	14,176,835 円	0 円	0 円
平成21年度	2,828,250,381 円	0 円	0 円
平成22年度	1,561,750,812 円	11,418 円	0 円
平成23年度	(注1) 426,043,388 円	2,062,565 円	0 円
平成24年度	521,958,179 円	3,210,819 円	5,250,000,000 円
平成25年度	412,652,813 円	5,039,738 円	400,000,000 円
平成26年度	566,264,927 円	7,389,961 円	560,000,000 円
平成27年度	434,998,632 円	393,870 円	440,000,000 円
平成28年度	384,874,088 円	615 円	380,000,000 円
平成29年度	(注2) 195,677,473 円	3,127,881 円	190,000,000 円
平成30年度	(注3) 163,052,564 円	0 円	150,000,000 円
令和元年度	(注4) 139,627,237 円	0 円	160,000,000 円
令和2年度	148,785,128 円	796,244 円	140,000,000 円
令和3年度	(注5) 219,229,616 円	222,559 円	220,000,000 円
令和4年度	218,260,039 円	357,927 円	220,000,000 円
令和5年度	291,279,899 円	3,906,087 円	290,000,000 円
令和6年度	675,626,750 円	60,385 円	670,000,000 円
計	9,202,508,761 円	26,580,069 円	9,070,000,000 円
(参考) 令和7年3月31日時点の納付金残高		109,640,424 円	
		(納付金に係る利息 3,711,732 円を含む)	

(注1) 過大納付額 (1,823,829 円) 調整後の金額 (注2) 過大納付額 (20,537 円) 調整後の金額

(注3) 過大納付額 (564,981 円) 調整後の金額 (注4) 過大納付額 (26,544 円) 調整後の金額

(注5) 過大納付額 (4,508 円) 調整後の金額

(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

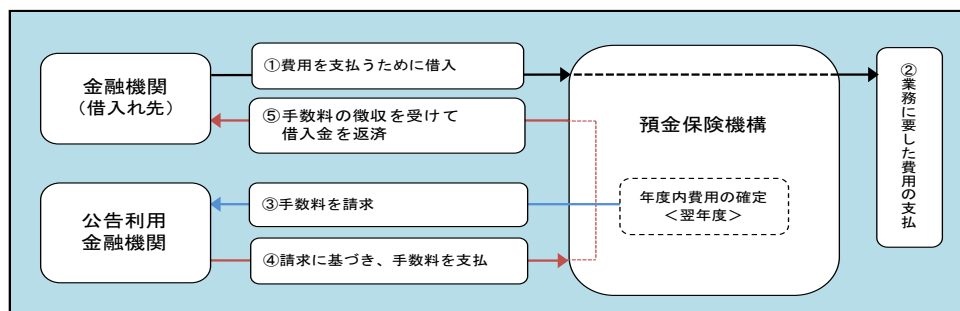
システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収します（法第30条）。

手数料は、金融機関から翌年度8月に徴収するため、その間の運営は借入金によって行われ、借入金は金融機関から手数料を徴収後に返済されます。

令和5年度の運営費用（154百万円）に係る手数料は、令和6年8月に金融機関から徴収しました（手数料－預金等債権の消滅手続開始公告及び被害回復分配金の支払手続開始公告について、1件あたり2,171円）。

また、令和6年度の運営費用（最終的な金額は未定）は、現在、借入金で支払われています（令和7年3月31日時点の借入金残高220百万円）。

図6 手数料及び借入金の流れ



以 上